

## 【第2回 小田原市成年後見制度利用促進審議会】 会議録

日 時：令和5年3月29日（水）14：00～16：15

場 所：小田原市役所7階 大会議室

### 【会議録】

発言者	内 容
事務局 (渡辺)	<p>本日は、お忙しいところありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度の第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会の方を開会いたしたいと存じます。</p> <p>開会に当たりまして、福祉健康部長から一言、御挨拶を申し上げます。</p>
福祉健康部長 (中津川)	<p>皆さん、こんにちは。福祉健康部長の中津川でございます。所用で午前中、外に出ておりまして、街中を車で走りましたら、まだ桜が見頃というところで、非常に街にも人が多く出ておりました。やっと、雨が多かった最近の天気も、何とか桜の花見に間に合う感じになったようでございます。</p> <p>さて、本日は、本当にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日は、今年度2回目の会議ということで、昨年10月に開設した「おだわら成年後見支援センター」の運営状況や、おだわら成年後見制度利用促進指針の見直し等を御審議いただく予定でございます。</p> <p>委員の皆様には、この審議会で本市の課題を共有していただきながら、これまでの取組を評価していただき、今後、どこに重きを置いて施策を進めるべきなのか等々、積極的な御提言をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局 (早野)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、事務局から本日の会議の出席者等について、御報告させていただきます。</p> <p>本日の会議の出席者は、全員でございます。審議会規則に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>また、押田委員におかれましては、ほかの会議の御都合により、15時30分頃に途中退席されると伺っておりますので、そのように御承知おきください。</p> <p>次に傍聴者の報告ですが、2名の希望者がございまして、すでに入室いただいております。</p> <p>なお、本日の会議につきましても、後日、会議録を作成して公表する必</p>

会長（議長）	<p>要がございますため、録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>それでは、浅沼会長、議事の進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速始めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。事務局からの御案内のとおり、以後の議事は、私の方で説明させていただきます。まず、年度末の皆さんお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、次第に従って議事を進めていきたいと思いますが、流れといたしましては、まず、各議題について事務局からそれぞれ御説明いただきたいと思います。その説明を聞いていただきまして、御質問、御不明なことなどがありましたら、まず、質疑を募りたいと思います。その後、質疑がもうないということになりましたら、皆様との間で意見交換をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。その上で、審議会としての意見を取りまとめていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事事項の（１）報告事項、おだわら成年後見支援センターの運営状況等についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
福祉政策課長（石井）	<p>福祉政策課長の石井でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>おだわら成年後見支援センターにつきましては、小田原市社会福祉協議会に委託をいたしまして、令和４年１０月に開設いたしました。</p> <p>開設後につきましては、成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の養成、相談支援等の各事業を実施しております。</p> <p>開設からこれまでの運営状況等の詳細につきましては、委託事業者でございます小田原市社会福祉協議会から説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>皆さん、こんにちは。小田原市社会福祉協議会の秋山です。まず、報告の前に、中核機関として取り組んでおります市民後見人の養成の、実践研修の場面で、ここにいらっしゃる多くの委員の皆様非常に御協力いただいております、円滑に進められておりますことに改めてお礼申し上げます。</p> <p>それでは、お手元の資料３に基づいて、説明の方を進めたいと思います。あとは失礼して、座って説明いたします。</p>

昨年の10月から開設した中核機関、おだわら成年後見支援センターの運営状況ですが、国のキャッチフレーズにもあります「小さく生んで大きく育てる」というようなことに基づきまして、広報、相談、利用促進、後見人支援と、4つの機能を元々求められているんですけども、4つ全てを最初から行うのではなく、まず、小田原市としては、広報機能と相談機能から進めていこうというようなことになっておりまして、今日は、そのことについての報告となります。

令和4年度の運営状況ですが、まず、アといたしまして、普及啓発関係でございます。

広報関係といたしましては、チラシの作成、配布、それから、ホームページを開設いたしました。チラシにつきましては、2回発行したんですけども、1回目は、昨年の10月に発行いたしました。表面は、1回・2回共、同じなんですけども、裏面が少し変わってまして。10月に発行したものは、12月に実は講演会を計画してましたので、その宣伝と言いますか、御案内を大きく取り上げております。2回目は、12月に発行したもので、こちらにつきましては、本日、皆様のお手元の方にも御用意させていただきましたけども、その12月の講演会終了後でも有効な制度概要などを掲載したチラシを作成いたしました。配布先は、この資料に記載のとおり、地域団体、専門機関（小田原家裁）、金融機関、市内の総合病院、障がいや高齢者の施設、行政窓口など、いろいろな窓口での配架の依頼をお願いしております。特に横浜家庭裁判所小田原支部さんの方では、親族後見人からの後見事後報告を受ける際などのタイミングで、親族後見人さん等にこのチラシを配布していただいているとのことでございます。

次に、(イ)といたしまして、講演会等ですが、この表にありますように、主には3回、講演会等に対応いたしました。この中でも、特に12月5日に行いましたのは、おだわら成年後見支援センターの事業として主催をしたものでございます。講演会に対しては、職員も含めてなんですけども85名に出席いただきまして、中でも、特に85名のうち28名、約33%に当たる方が福祉関係者や団体に属さない市民の皆様だったということで、ある程度、周知の効果はあったのかなと思います。一般市民の方が参加者のうち最も多い属性となっております。

資料3をおめくりいただきまして、人材育成関係でございます。これは、市民後見人の養成ですが、小田原市の養成課程は、こちらに記載の①～⑤のとおりです。①と②は、基礎研修ということで、これは神奈川県社会福祉協議会主催による基礎研修でして、対象としては、市民後見人を目指す人や、目指さなくても成年後見制度に関心がある人ということで、特に基

礎Ⅰがその対象となっております。基礎Ⅱからは、今度は本格的に市民後見人を目指したいなというような人が受ける演習と試験になります。その後、この基礎Ⅱを受講された修了者が、今度、③の実践研修に移るわけなんですけども、こちらから市社協主催の実践研修になります。約9日間、2か月にわたっての研修になります。その後、④です。実践研修を修了した後、さらに次のステップとして、実際の後見業務への同行や報告書の作成などを体験していただくという実務実習を行いまして、これが、約1年。④まで修了した方が、最後、⑤の名簿登録ということで、全ての修了者について、小田原市の方で選考会を設けまして、実際、市民後見人候補者として登録するかどうかというのが審査されて、登録というような流れになっています。

そんな中で、実際の実務状況なんですけども、第1期生につきましては、昨年の1月から2月にかけて、県社協主催の基礎研修が行われております。こちらは、やはりコロナの関係で対面ではなくオンデマンド配信による受講ということで、基礎Ⅰは、初めての研修ということもあって、非常に多い40名の方が受講されました。そのうち、本格的に市民後見人を目指したいという方が基礎Ⅱですが、21名の方が受けていただきました。その後、市の方針として、市民後見人の候補者の養成人数の上限が1回につき約5名程度というような枠がございますので、第1期生につきましては、この基礎Ⅱまで受講された方を審査させていただきまして、その後の実践研修に進む方を21名から5名に選考させていただきました。そして、その5名の方が、6月から8月にかけて実践研修を行いまして、9月から、今も行ってございますけども、実際の後見業務同行などを体験する実務実習を実施するというようになっております。

その下の(イ)の、第2期生の状況なんですけれども、こちらも、現在行われております。基礎研修ⅠとⅡは、昨年同様、県社協の主催で。ただ、Ⅱにつきましては、今回は集合研修ができました。受講者数は、ちょっと2回目ということで少し減少があったんですけども、基礎Ⅰが8名、そのうち、基礎Ⅱを受講された方が7人ということで、今後の方針といたしましては、この実践研修に移行するタイミングで選考は行わずに、この基礎Ⅱを受講された7名の方は、希望されれば全て実践研修を受けていただくという方針になっております。いずれにしても、この第2期生が実践研修を受講されるのは、来年度、今年の6月からの予定となっております。以上が、人材育成関係でございます。

次のページに、ウということで、相談支援関係を一覧表にしてあります。これが、もう1つの機能の相談機能でございます。大きく、いろいろな相

談を分類しますと、上の3つに分けられるのかなということで、制度一般について知りたい、あるいは、中核機関はどんなことをしてくれるのか、という問い合わせが9件。その次にある、法定後見の仕組みや申立ての進め方、あるいは、具体的な事例を伴う問い合わせなどが、最も多くて、24件。もう1つ、多かったのが、今度は、任意後見の仕組みや手続方法、あるいは、具体的な事例を伴う問い合わせ。これが13件ありまして、合計で、半年間で46件の相談を受け付けております。

下には、その相談方法や対象の属性、内容などを分類してございますが、特にここで特筆すべき点といたしましては、3月、今月に入りまして、今まであまり目立たなかった、対象者で障がい児・者の部分が、5名っていうことで、非常に多くなってきています。これは何かということなんですけども、17歳の障がいのお子さん、こういった方が18歳から生じることになる契約行為に伴う成年後見制度の利用に当たって、申立てに関する問い合わせが、非常に多く寄せられるようになりました。また、申立てについては、この障がいに限らずに、多くの方から寄せられるようになっています。中には、直接的な書類作成支援の依頼もあります。以上が、このウの相談支援の関係の報告です。

ページをおめくりいただきまして、次にエといたしまして、後方支援関係でございます。これは、小田原市と地域包括支援センターのほうからの、特に法律的な見解が求められる件について、成年後見支援センターのセンター長、弁護士さんですので、センター長さんが対応して、助言を行ったというものでございます。

その下のオですけども、地域連携ネットワーク関係ということで、こちらに記載のように、各種専門職、地域団体、金融機関・小田原家裁、公証役場、地域包括支援センターとありますけども、それらの皆さんとの事業や会議を通して、協力依頼や情報交換を随時行っております。特に任意後見に関する問い合わせも多かったもので、2月には、小田原公証役場の公証人の先生との有益な情報交換ができたところでございます。

そんな中、次のページにあります(2)の課題なんですけども、大きく3つ、挙げさせていただきました。

①といたしましては、市民後見人の養成を行っておりますけれども、その後見業務同行を行う実務実習の実施機関についてということです。社会福祉協議会として法人後見事業も行っておりますが、どうもそれだけでは担い切れないというようなことがありまして、今年度は行政書士の先生に一部受講者の受入れをお願いさせていただいております。今後、その実務実習の機会の確保というのが、課題となっております。

②といたしましては、成年後見制度申立ての手續の支援ということです。中核機関といたしましては、申立てに関する直接的な書類作成支援（作成代行）は行わないという方向性で、その相談があった場合は、各種専門職団体を紹介するなど、今のところ対応しております。ただ、相変わらずこの申立て手續の方法に関する相談が多いところから、申立て手續の支援の充実が必要かなと考えております。

そして、③です。本人のメリットを実感できる制度・運用への改善についてということで、ここの部分は、やはり国の方でも目指しているところなのかなと思いますが、要は、制度を利用するきっかけが何であったのかということですが、御本人に代わっての預金の管理が親族ではできなくなるということです。銀行から「成年後見制度を利用してください。」と言われて、相談者からすれば「最後の手段」ということで成年後見制度の利用を考えるケースが、割と見受けられております。こういったことから、任意後見制度の周知等、そういう早期の予防的視点での事業の実施方法について考えるべきであるのかなということ、1つ課題として挙げさせていただきました。

そういった課題が出てきた中で、3の令和5年度の事業予定でございます。課題に対する検討事項等も含めております。

まず、アの普及啓発関係といたしましては、引き続きホームページでの情報発信やチラシの配布、そして、家裁との連携も引き続き行う予定です。今回、公証役場の公証人の先生との情報交換をできたので、いろいろお話をさせていただいたところ、その公証人の先生から、「講演会等の対応も可能である。」というようなお話もいただいております。任意後見に関する問い合わせも多くあることから、5年度の講演会は、そういった要素も踏まえて計画できたらなと思っております。

次の、イの市民後見人の養成についてでございます。先ほど、この部分の報告でも申し上げましたように、第2期生の実践研修と実務実習は、行います。実務実習を行うに当たって課題として挙げられております受入れ先についてですが、実際、既に市社協として行っておりますが、法人後見ではなく、その前段階でもあります日常生活自立支援事業の生活支援員として登録して契約して活動していただくという方法を少しずつ取り入れております。今現在、実際、今年度実務実習を受けられている方で、市社協で担当されている方でも、この生活支援員さんとしての登録及び登録予定の方が2名いらっしゃいますので、今後、そういった中での活動をお願いしていこうかなということです。そういったこともしつつ、この事業の生活支援員として活動するんですけども、それにしても、利用される契約

者数にも限りがあり、相変わらず、市社協の事業だけでは十分に対応できないという現実もありますので、引き続き、ほかの皆さんから協力もいただきながら、この実務実習についての対応方法を考えていかなければならないのかなというところでございます。

次に、ウの相談支援関係です。先ほど来、申し上げていますが、申立ての手續の件に関してです。ここにも書いてありますが、センター長の中野先生からの指導をいただきながら、申立ての手續に関しては、一般的な案内や説明ができる体制を4月に整える予定です。整えながら、中核機関として、実際、どういった対応方法を取るのかというの、その時に検討したいと思っています。さらに、この制度の中で、具体的な支援方策がないケースも考えられるんですが、例えば、市長申立てに該当しないものの、本人や家族、親族等では申立て手續が困難な場合、生活の維持のための一定の収入・資産はあるが、申立て手續に係る報酬の支払の余裕はないというケース、これらも、当然あると思います。こういった支援方策がないケースの支援について、今後、士業関係者の方たちとの連絡会も予定しておりますが、そういったところで、対応方法を検討していきたいと思っています。また、こういう相談の中で、申立ての際に、医師の意見書の作成に当たるお医者さんの紹介についての問い合わせもありました。「主治医に意見書の作成を断られてしまったので、ほかの意見書を書くことができる先生を紹介してください。」ということでしたが、対応できずに終わってしまいました。今後、中核機関として、こういった意見書作成医師のリスト化などもできないものかなと考えております。

そういったことも踏まえて、その次のページ、最終ページになりますけども、ハンドブックですね、ほかの、市社協や行政、あるいはNPOなどで発行しているハンドブックがありますが、こういったものの小田原版を作成できたらなというふうに考えております。当然、うちの支援センターのホームページでも、各関連機関のホームページにリンクを張っております、おだわら成年後見支援センターのホームページを見ると全てのことリンク先で分かるようになっております。ただ、相談者の多くはホームページを見れない環境であったり、実際、資料として紙による物を要望されている方が非常に多いので、こうしたハンドブックの発行は有効ではないのかなというふうに思っております。

後方支援関係といたしましては、親族後見人の皆さんが交流できるような場の開催を検討したいと思います。開催に当たって、当然、どこの誰が親族後見人かという情報は知り得ませんので、こういった情報をもっている家裁との連携は必須であると思います。そうしたものの有効な開催方法

につきましては、本審議会の委員の皆さんの御意見も伺いたいと思います。

最後の、オの地域連携ネットワーク関係につきましては、「住み慣れた地域で暮らし続けることを可能にするために、判断能力の低下に気付いた早期から補助人や保佐人の援助が受けられ、なじみの支援者等とのチームやネットワークの中で見守られる体制」、こういったことを目標に、ネットワーク構築に向けて取り組んでいけたらと思います。今年の5月29日に、5つの土業の先生方と、市民後見人養成の実践研修を行うのに当たっての内容の確認をする連絡会を予定しておりますけども、その中で、こうしたネットワーク構築についても意見交換ができたらなということをおもっております。

参考までに、最後、4番、第4期の小田原市地域福祉活動計画からの抜粋なんですけども。この地域福祉活動計画は、今年度策定したものでございます。中核についての5年間の年次計画を、計画書の中に掲載させていただきました。今、実際に行っているのが、広報機能と相談機能でございます。特に相談機能につきましては、対応や相談を蓄積していきながら、状況に応じて、5年度とか6年度に対応方法なども検討しつつ拡充していく。さらには、3つ目と4つ目の機能であります利用促進機能や後見人支援機能につきましては、5年度から6年度にかけて、関係者とのネットワークを築きながら検討していき、7年度以降、状況に応じて拡充していくというのが、地域福祉活動計画上の5年間の年次計画です。本日は、参考として示させていただきました。

ということで、半年間、行ってきましたが、おだわら成年後見支援センターの運営状況につきましては、以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。

まず、ただいまの御説明に対しまして、皆さんの方から御質問をお受けしたいと思っております。御質問のある方は、挙手をお願いいたします。古澤委員お願いいたします。

古澤委員

社会福祉会の古澤です。お世話になります。今、お話があったかもしれないんですが、令和5年になって基礎研修を受ける方が大分前回に比べて減った具体的な理由は、何かありますか。

社会福祉協議会（秋山）

おおむね、ほかの市でも、こういった傾向が見られますが、1回目は非常に多くて、2回目以降はちょっとずつ減少傾向にあるところなんです。



	<p>特に今回の小田原市の場合は、その減り方が急激だったなというふうには思っております。広報とか、そういう手段は、特に変わったことはしていないので。また、実際、古澤先生がお尋ねになった具体的な原因までは、ちょっとまだ研究していないところですが、いろいろな皆さんの御意見をいただきながら検討していきたいとも思っております。</p>
古澤委員	<p>ありがとうございます。これ、前回応募された方が今回も応募しているというのがありますか。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>残念ながら、一人もおりませんでした。</p>
古澤委員	<p>じゃあ、本当に新しい方ですね。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>そうです。</p>
古澤委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。 ほかに御質問がある方はいらっしゃいますか。山崎委員お願いいたします。</p>
山崎委員	<p>山崎です。今の市民後見人の養成の関係で質問です。最終的に、養成講座を修了されて、名簿に登録されるっていうことですが、その後、登録された方はどういうルートで後見人として推薦されるっていうふうに、手続として考えられているのかを教えてください。</p>
福祉政策課副課長（渡辺）	<p>福祉政策課の渡辺でございます。市民後見人が名簿登録をされた後なんですけど、若干まだ検討の余地もありますが、基本的な流れとしますと、まず、「こういった小田原市の方で養成した市民後見人候補者の方がいらっしゃいます。」というところでその名簿を家裁のほうに提出しまして、もし、市民後見人が付くのがふさわしいような案件があれば、家裁のほうから連絡が来るといような流れです。あとは、後見人の申立人がいないときは、市長申立てということで行政が申し立てするわけなんですけど、そのときの候補者として活用して、市民後見人の方にその後見を、ふさわしければ担っていただくという流れになってこようかと考えております。以上でございます。</p>

会長（議長）	山崎委員、よろしいでしょうか。
山崎委員	そうすると、今、お話の中で、市町村長申立てのときに市民後見人候補者として推薦することを検討されているということですが、そういう御判断は、中核機関のほうですということなんですか。
福祉政策課副課長（渡辺）	その辺も、受任調整ということで、市長申立てするときには、庁内で、障がい福祉課、高齢介護課、それから福祉政策課の担当が集まって検討しているところですが、今後、中核機関である支援センターなんかも含めてやっていく、そういう形で進めていければなというふうに考えているところでございます。
会長（議長）	ありがとうございました。 ほかに質問がありますでしょうか。押田委員よろしく願いいたします。
押田委員	ウの相談支援関係でございますが、ここにいろいろ件数が、内訳ごとに出ています。この表では、とりあえず相談したという、最終的に制度を理解する本当の入り口の入り口のような感じですが、そこから具体的に、案件に進んでいくケースっていうのは、まだないと見てよろしいでしょうか。
社会福祉協議会（秋山）	そういった方についての追跡は、実際、行っておりません。この相談の結果、いろいろな相談支援機関、士業さんの窓口とかに相談をして、「解決しました。」というお礼の電話をいただいたりもしており、そんな感じでの把握です。
押田委員	今後の課題ですが、ここからどのぐらいの方が救われたかというのを、これからの話ですけど、統計的に取れたらいいんじゃないかなと思いました。ありがとうございます。
会長（議長）	ありがとうございました。 ほかに御質問。境委員お願いいたします。
境委員	行政書士の境です。社協さんは、いろいろ活動されていて、大変だったと思いますけども、御苦労さまでした。ちょっとこの中で、何点か教えていただきたいことがあります。これから、親族後見人の皆さんが交流できるような場を開催する、これは、私も非常に大賛成です。いろいろ相談に

	<p>来られる方の中で一番多いのは、この親族後見人さんが困ったことを社協さんの所で相談することだろうなあと思っていたのですが、この中にはあまりなかったですか。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>この46件中、親族後見人さんからの相談があったのは1件で、家庭裁判所とのいろいろなやりとりで、問い合わせがあったものでございます。</p>
境委員	<p>そうですか。親族後見人さんが、「相談する場所がない。」というお話が非常に多かったので、意外に多いのかなあと思っていたのですが、少ないようだから、まだまだ潜在的なところに、皆さん、不安を抱えているような気がします。是非、親族後見人の方に、ここら辺をもう少しアピールできるようになればいいかなあというふうに思っています。</p> <p>それから、2つ目は、いろいろ活動されてきて、家裁のほうにも働きかけをされたというようなお話がありましたが、今後、5か年計画のどこかで、家庭裁判所に参加してもらおうという非常に心強い提案があったんですが、家庭裁判所と接触してみて、どうですか。我々が行くと、「それはお話しできません。」と言われることが多いのですが。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>具体的な方向性、決め方については、今後、センター長の方と検討していくんですけど、今のところ、連携は、このチラシのやりとりだけで終わっています。基本、家庭裁判所は、やはり、半年間やっていて、相談の受付機関ではないのだなと改めて思いました。人によってはちゃんと丁寧に相談される方もいるということですが、そこら辺を、家裁と中核機関との役割分担みたいなものも、今後、話合いで明確にできたらなということは思っております。</p>
境委員	<p>ありがとうございます。中核機関は、これから、さっき言ったように、受任調整会議だとかでいろんなアピールをして、申立て手続、制度の支援だとか、いろいろやっていかないといけないと思いますが、中核機関の大きな課題の1つに、不正があったらいけないと、それを正さなくてはならないという大きな課題もあるわけですね。これは、難しい話ですが。最近、最高裁から出ていたんですが、不正が起こった割合を調べると、8割から9割は親族なんです。手前みそなんですけど、我々、士業の場合は、各組織が管理していますので、ある程度のことについてやっているんですけど、親族後見人の方って、それはほとんどできないんですね。それを知っているのは、家裁しかいないんですね。そうだとすると、家裁からその</p>

情報を流してもらわないと、どうもそれは難しいなって、私はずっと思っているんですけども。是非、家裁からそういう情報を得られるような関係を構築していただければうれしいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

会長（議長）

ありがとうございました。今、後半は、親族後見人への支援といったところのテーマに差し掛かったお話になってくるのかなあと思いますが、事務局のほうから、家庭裁判所との連携の方法を今後どうしたらいいかっていったところを、この後、委員の皆さんから少しお話を伺いたいというようなこともありましたので、後ほどの議題としたいと思います。

ほかに御質問がありますでしょうか。

（質問なし）

会長（議長）

時間の兼ね合いもありますので、先に進めていきたいと思えます。御質問は以上とさせていただきます。

今の御報告を踏まえまして、令和5年度に向けておだわら成年後見支援センターは動いていくわけですが、その運営方針について、皆さんの方から御意見があれば、承りたいと思えます。いかがでしょうか。山崎委員お願いいたします。

山崎委員

先ほど私が質問した市民後見人の関係の話なんですが、他の市町村で、市民後見人、養成が終わって名簿に登録されているというのをよく聞きますが、問題点として、名簿に登録された後、全く活用されていないらしいんですよね。要するに、コストを掛けてせっかく育てたにもかかわらず、実績として、全然、件数として増えないと。結局、もう待機の人が、すぐくたまっていっちゃうと。毎年度毎年度、新しい人を作って、名簿だけ増えるみたいな。それが実態らしいんですよ、どうやら。私が聞いた話だと。

市民後見人を養成するということは大事だとは思いますが、やはり、養成した後でどういうふうに活躍してもらおうのかということで、家裁に名簿を預けるとか、市町村長申立てのときの候補者とするというのは、1つのプランとしてはいいとは思いますが、多分それだと、余ってしまうと思えます。多分、登録を今してくれる人は、すごく意識が高い、意欲のある人だと思えますが、結局、頑張っても活躍する場がないという話になってしまうと、どんどん尻すぼみで、「じゃあもういいや。」とになってしまうと思えますよね。確か、私が聞いた話だと、結局、活躍の

場がなく、「名簿登録、もうやめます。」みたいな話の人も出てきているらしいので。だから、養成の時に、やはりそのゴールをしっかりと考えて、どうやって活躍してもらうのかというのをもう少し検討された方がいいのかなと思います。

例えば、私が今、ぱっと思い付く感じだと、そういうことができるか分からないですが、私たち士業も後見業務とかもやっていますが、私も10人以上の後見人をやっています、例えば、施設に会いに行くとかってというのは、なかなか難しいんですよ。それこそ、1人でも十何人抱えていると、1か月に1回行ったって間に合わないわけです。特に、ほかの士業の先生もそうですけれども、後見業務だけやっているわけではないので、ほかの業務の合間にそういうことを、合間と言うと語弊がありますがやっています。例えば、そういう士業の先生と連携して、施設の訪問に代わりに行ってもらって、本人の様子を確認してもらうとか。そういう仕組みを作っても面白いんじゃないかという気はするんですね。だから、そういうのが1つ、意見としてあります。

もう1つは広報関係についてなんですけれども、ホームページやパンフレットってということで、いいと思うんですけれども、ほかに例えば、小田原市だと、うちの親もけっこうタウンニュースを見て情報を仕入れたりするので、タウンニュースに載せたりとか。あとは、例えば、FMおだわらで企画を作ってもらって、そこで、誰かが出演して話をするとかしてもいいのかなという気はします。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。ただいま、市民後見人になられた後の活躍の場という話と、広報の方法についての発案があったかと思います。

まず、市民後見人に養成された方の活躍の場というところで、事務局さんに何かお聞きしたいというよりは、委員の皆さんから、何か御提案っていうか、その点で御意見をいただくと有り難いなあとと思います。というのも、確かに私も、よその自治体で市民後見人さんを養成された後に案件として受任に至る件数は確かにそんなに多くないと聞いておりますので、その点で皆さんの方からアイデアがあると、今後の参考になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

社会福祉協議会（秋山）

今の件について、よろしいですか。

まだ市民後見人として登録がされてはいない段階ですが、実際に後見業務の同行を行うに当たって、先ほど報告の中で「社協の法人後見事業だけでは対応できない。」ということで、実は、ここにいらっしゃいます境委員

と、同じ行政書士の中條先生の所に、1人ずつお願いをしております。市民後見人として登録された際は、実際、士業の先生とのつながりもできているので、特に、中條先生におかれましては、行政書士としての専門的な関わりはなくなって、身上監護のみになっているような方をお付けしていただいて、要は、リレー受任ということを将来的に見込んだ実務実習もやっていただいておりますので、1つの方法として、そういったリレーで受任するというのも、将来的にあるのではないかなと思っております。

あと、ほかの市の社協などでも中核機関をやっておりますが、市社協と一緒に後見を担ってもらうというような複数での関わりと、あとは、登録そのものは小田原市の管轄で行うんですけども、そういった登録された方に対するバックアップ、支援というのは、今後、中核機関として、十分に行っていかなくはいけない部分なのかなとも思っておりますので、その具体的な方法というのは、今後、小田原市と詰めながら進めていこうというようなところですね。今、会長が言われましたように、そこら辺でいい御意見などがありましたら、また参考とさせていただけたらと思っています。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。

市民後見人に養成された方の活躍の場といったところのお話ですが、ほかに何かありますか。瀬戸委員お願いいたします。

瀬戸委員

市民後見人になられている人達は、今、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうかね。私の友達が、市民後見人をやっているんです。私と同年なんですけども、何年もやっています、その人の話を聞くと、「後見人になってから、後見人の仲間同士の会がある。」って言うんですよ。それで、「自分がどんな事例をやっているかっていうことを話し合うのよね。」って言うんですけども、そういうのも提案すると、後見人になられている方たちが、さっき秋山さんも言ってられたように自分もやっているような気持ちになって。「お金を下ろしに行くのもこんな形」とか「そういうのも聞くのよね。」って言うので、前向きにそんな会を、さっき言ってらしたのを立ち上げていけば、やっていない方たちも前向きにやってみようかなという感じになるかなと思うんです。

私、民生委員なんですけれども、後見人が必要な高齢者はいっぱいいるんですけどね。市長申立てに進むのにすごく時間が掛かりますし。市民後見人というように、後見人がいないということですので、見ていると、すごく時間が掛かることはよく分かりますから、サポートする人たちに、

もうちょっと集まっていたいで、自分が受けたような気持ちになって、前を向くっていうね。そんなふうに前に進めていただいたらいいかなあと  
思います。

会長（議長）

ありがとうございました。確かに「後見人」と聞くと、家庭裁判所から  
選任されて、人様のお金の管理をするというお立場になりますので、一般  
的にはハードルが高いという印象もあるんだと思います。その点、選任さ  
れた後のこういう形でのフォローアップがなされるという情報提供があれば、  
受講したいという方が増えてくる、若しくは、安心して執務に当たれ  
るということにつながってくるのだと思いますので、1つ御意見として承  
りたいなあとと思います。

境委員

私はインターン制度と呼んでいるんですけど、実際に、市民後見で後見  
を受ける前に、まず「我々と一緒に後見人としてこういったものを作って  
みましょう。」というのをやっているんですけど、これは非常にいい制度で  
す。まだ、日本中でこれを行っているのは、小田原市だけじゃないですか。  
神奈川では、1件もないです。これ、非常にいいことをやり始めたなと思  
いまして。中條も言っていたんですが、我々もたくさん受けているので、  
リレーでそちらの方に順にしてもらおうという制度でどんどん広げていく  
のは。確か、この中核機関の制度の中にも、このリレーの推進ほか、受任  
者交代の推進っていうのも、重要項目にはなっていたと思うので。私の所  
も、比較的やりやすい人を選んで、ゆくゆくは渡そうかなと思っていたん  
ですけど、途中で亡くなってしましまして。渡してもいいと思ったんです。  
こういうような格好で、そういうインターン制度をたくさんやって、その  
インターンで専門職から引き継いでいくという方式を執るのは、非常にい  
い策じゃないかなと思います。是非、検討してみてください。

会長（議長）

ありがとうございました。恐れ入ります。ちょっと時間の兼ね合いもあ  
りますので整理したいと思いますけれども、今、市民後見人さんの活躍の  
場に付随した御意見がいくつか出てまいりました。あと、御質問の側でし  
たけれども、押田委員の方から、相談について、相談を受けた後のフォロ  
ーというか、実態の調査みたいなものができる仕組みがあったらいいので  
はという御意見もありましたので、少し御検討いただきたいなあとと思  
います。

それと、最後に、親族後見人さんへの支援というところで。社協さん、  
センターのほうからは、「どこで親族後見人さんが活動されているか分から

ないので、家庭裁判所と連携していきたい。」と話がありました。聞いたところによると、「なかなか家庭裁判所も、個人的な、「どこどこにこういった親族後見人さんがいる。」という情報提供はできない、しづらい。」というお話があったのではないかと思います。とは言え、何とかして進めていかなければいけない話なのではと思いますので、率直にちょっと家庭裁判所と意見交換をするとかで、そういった対応を一度試してみたいかなあと思います。

ちょっと最後、私の方でまとめさせていただいてしまいましたが、取り分け、ここで令和5年度のセンターの運営について御意見申し上げたいっていったことがなければ、次に進めさせていただきたいと思いますが。

若松委員どうぞ。

若松委員

地域包括支援センターの若松でございます。前回の会議でも申し上げたような記憶がございますが、「中核機関」とか「成年後見支援センター」という漢字が並ぶ名前では、まだ、市民が「ここに相談して、自分の困り事を解決していこう。」という存在になりにくい気配があるように思います。前回申し上げたように、「中核機関」とか「成年後見支援センター」ということではなく、小田原の愛称というか呼び名を付けて、「高齢者」とか「障がい者」とか、「親族後見して困っているからここに相談に行く。」ということではなく、もっと市民の日常の中に存在感のあるセンターに育ってほしいので、是非、愛称を付けてほしいなと思いました。

会長（議長）

貴重な御意見、ありがとうございます。確かに前回、そういった御意見を承っていたと思いますので。是非そこは、親しみやすい、相談を持ち込みやすい場所として、ますます発展をしてほしいということかと思えます。愛称のことにつきましても、皆さんの反対という御意見はなさそうですので、御検討いただければと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。迫田委員お願いいたします。

迫田委員

公募市民の迫田です。自分が親族成年後見人を申し立てた経験から。いろいろな資料などを提出することがあるんですけども、成年後見制度、申し立てる時の書類作成が一番大変だったんですね。それで、先ほどの、市民後見人さんが研修を受けた後にどういうふうを活用されていったらいいかっていう中で、申立ての時の書類作成の支援を地方自治体のほうで代行しているというのを、以前に、第1回目の審議会だったか別のところだったか分からないのですが、伺いました。そういう、ボランティアでやら



れている自治体もあるというふうに伺っていましたので、小田原市でも、市民後見人さんが、研修が終わった後にインターンとかそういう形で行政書士さんとかに受け入れていただいている一環として、そういう申立て時の書類作成の経験値が上がっていけば、きっと、成年後見人として独り立ちする時に、非常に役立つのではないかなというのを、自分の経験からちよっと言わせていただきました。

会長（議長）

ありがとうございました。確かに、その申立書の作成っていうのは、いろんな話が整理されて、いざ後見制度の利用に進んでいこうという段階で動き出すわけですが、その書類を見ると、「こんなにあるの。」ということで、そこでつまづいてしまうという様子を私も見受けたりします。その点、社協さん、センターの内部でできること、専門士業に任せないといけないところがあるんだと思いますけれども、どうしても、そのはざまで行ったり来たりしないといけないケースといったところがあると思います。先ほど、御説明の中で、士業とセンターとの間で今後少し協議を持ちたいというお話もあったかと思しますので、そういったこぼれ落ちるような相談がないようにしていけるといいのではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、議事事項の（１）報告事項、おだわら成年後見支援センターの運営状況等については、終了させていただきます。

次に、議事事項の（２）協議事項のア、おだわら成年後見制度利用促進指針の見直しについてを議題といたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

福祉政策課長  
（石井）

それでは、御説明させていただきます。

まず、今回、本件を議題に挙げさせていただいた背景につきまして、少し触れさせていただきますと、「おだわら成年後見制度利用促進指針」につきましては、平成 29 年 3 月に閣議決定されました、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の計画期間とする国の第一期成年後見制度利用促進基本計画に基づきまして、令和 3 年 3 月に策定いたしました。

そして、この国の基本計画につきましては、成年後見制度利用促進専門家会議におきまして、令和 3 年 3 月から第二期計画の策定に向けた検討が開始されまして、令和 4 年 3 月に、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画期間とする第二期の基本計画が策定されたところでございます。

こうした状況から、本市の利用促進指針につきましても、国の第二期基

本計画を踏まえて、見直しの検討を行う必要がありますことから、本日の議題とさせていただきます。

最初に、国の第二期基本計画の概要につきまして、簡単に御説明いたしますので、資料4-1を御覧ください。こちらの資料は、昨年3月に厚生労働省が作成いたしましたニュースレターでございます。国の第二期基本計画は、参考資料として配布させていただいておりますが、70ページにも及びますので、本日は、こちらの資料で計画全体の大枠をポイントとなる部分で御説明させていただきます。

まず、ポイントの1つ目でございますが、第二期計画におきましては、第一期計画にはなかった副題が付けられております。

「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」がそれでございます。

資料の2ページ目の上段を御覧ください。このような副題が付けられた理由が述べられておまして、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするものではなく、制度を利用する方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならないということ、権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を推進することを明確に定義するために副題を付けたということでございます。

次に、ポイントの2つ目は、第二期計画の全体構成でございます。

第二期計画においては、ローマ数字で示された大項目が2つございまして、1つ目が、「成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標」となります。この部分では、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援」、「尊厳ある本人らしい生活を継続するようするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援などを身近なものにする仕組みづくり」の3点を利用促進の基本的な考え方として、それぞれ説明をさせていただきます。

また、今後の施策の目標等といたしまして、令和6年度末のK P I（重要業績評価指標）が掲げられておりますが、目標数値は、全47都道府県で実施する、全1,741市町村で実施するといった設定になってございます。

次に、大項目の2つ目、ローマ数字の2、「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」では、基本的な考え方を踏まえた、もう少し具体的な施策が説明されております。

1の「成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」の項目では、(1)として、国の専門家会議で指摘があった事項などを検討していくこと、また、(2)総合的な権利擁護支援策の充実として、

成年後見制度と社会福祉協議会が実施主体となっております日常生活自立支援事業との連携や実施体制の強化、新たな協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討、都道府県単位での新たな取組の検討が盛り込まれております。簡単に申し上げますと、「権利擁護支援の充実を図るために、これから国では、このような事項を検討していきます。」というような内容になっております。

3 ページを御覧ください。

2の「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」の項目では、項目1に掲げた成年後見制度の見直しには時間を要すことから、法改正が整うまでの間は、(1)から(4)までに掲げる事項について、運用改善によって取組を進めていくということが記載されております。したがって、項目2につきましても、国において検討する内容となっております。

続いて、項目3の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に関しましては、市町村が主体的に取り組む内容でございまして、第二期計画全体の約4割をこの項目が占めております。

この項目3につきましても、4ページ、5ページに解説されておりますので、一旦飛ばさせていただきます。次の項目4、「優先して取り組む事項」には、(1)から(5)までの事項が記載されております。

(1)の任意後見制度の利用促進における市町村の役割は、制度の周知・広報の取組となります。

(2)の担い手の確保・育成等の推進における市町村の役割は、市民後見人の育成が主な内容となってまいります。

(3)市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進につきましては、成年後見等の申立人がいない場合の市町村長申立て、利用支援事業につきましては申立て費用と審判後に生じる後見人等へ支払う報酬を対象とする市町村の費用助成のこととなります。

(4)は、本市におきましては、ただいま議題にしております成年後見制度利用促進指針がこれに該当いたします。

(5)は都道府県の取組となります。

本市では、(1)から(4)までの優先事項に関しましては、すでに着手しておりまして、利用促進指針にも記載しているところでございます。

4 ページを御覧ください。

ポイント3として、先ほど飛ばさせていただきました「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」について解説されています。

まず、最上段の色付きの枠の中で、第一期計画では、地域連携ネットワ

一の機能といたしまして、「広報」、「相談」、「成年後見制度利用促進」、「後見人支援」の4つを位置付けてきたと説明されておりますが、正確には、「地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等」として第一期計画に位置付けられておりまして、本市の利用促進指針では、この4つの機能に「地域連携ネットワークのコーディネート」を加えて、中核機関の5つの機能として既に整理してございます。

そして、第二期計画では、これまでの4つの機能を「地域連携ネットワークの機能」と「地域づくりの取組」に大きく分けて整理し直したと解説されております。

次に、「機能整理の観点」、「地域連携ネットワークの機能」、「地域連携ネットワークの機能を強化するための取組」の3点が記載されておりますが、簡単にまとめさせていただきますと、権利擁護支援という大所から成年後見制度の利用促進を図るためには、4つの機能を充実させるとともに、多様な主体が積極的に地域連携ネットワークに参画することで、地域づくりを進める必要があるということでございます。

5ページを御覧ください。

第一期計画における4機能と第二期計画における地域連携ネットワークの機能と地域づくりの取組の関係整理表が参考に記載されております。

表の前文に記載されておりますが、地域連携ネットワークの機能と地域づくりの取組は、第一期計画の方針が大きく変わり、第二期計画において、全く新しいものが定められたものではないということでございます。

しかしながら、正直なところ、国の専門家会議の委員の皆様には理解できるのかもしれませんが、日常的に成年後見制度に携わっていない市民の方が5ページに記載されております関係整理表を御覧になっても、複雑で、何のことか、理解することは難しいのではないかと感じているところもございます。

また、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」につきましては、本日お配りしております国の第二期基本計画の21ページから48ページまでに記載されておりますが、計画というよりも、地域連携ネットワークづくりに取り組む際の手引きのような内容になっております。

国の第二期基本計画の概要は以上でございますが、この国の第二期計画を本市の利用促進指針にどのように反映するのかということが本題でございます。

ここからは、資料4-1のニュースレターと本市の指針を併せて御覧いただきたいと思います。資料の下の方に、「参考配布」ということで御用意させていただいておりますので、こちらも併せて御覧いただければと思

ます。

まず、ニュースレターの1ページ目、ポイント1の副題関係でございますが、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」という副題と、指針の14ページを御覧いただきたいと思いますが、本市が掲げます基本理念でございます「誰もが権利を守られ、自分らしく安心して暮らし続けることを地域で支え合うまち」とは、言葉こそ違いますが、その趣旨は同じであると捉えておりまして、市といたしましては、改めて、第二期計画に盛り込まれた副題の趣旨を指針に反映する必要はないものと考えているところでございます。

続きまして、ニュースレターの3ページ、第二期計画の「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」の項目3、市町村が取り組むこととなる「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」でございますが、こちらにつきましては、ニュースレターの説明にありましたとおり、新たな取組が追加されたわけではなくて、地域連携ネットワークが、その「機能」の部分と「連携・協力による地域づくり」の部分とに整理されたところでございます。市の指針では、19ページから21ページまでと、26ページに地域連携ネットワークに関連する事項を記載しておりまして、基本的な事項はしっかりと現在も押さえられているものと考えております。

そこで、国が第二期計画で見直ししたように、地域連携ネットワークの「機能」と「連携・協力による地域づくり」に整理して、本市の指針も見直すかの検討の余地がございますが、市といたしましては、第二期計画の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の部分は、先ほど御説明いたしましたとおり、「計画」というよりも「手引き」的な色合いが強いこと、また、ニュースレターの5ページにあるような表を加えたといえども、権利擁護支援と成年後見制度の利用促進について一定の知識がないとなかなか理解が難しいということ、市の利用促進指針は、市民に向けて、市の方針を示すものであるということを考え合わせますと、必ずしも、国の第二期計画に合わせて、地域連携ネットワークに関する記載内容を大きく修正する必要はないのではないかと考えているところでございます。

そこで、市といたしましては、指針の19ページから21ページまでに記載している地域連携ネットワークの部分に、地域連携ネットワークを推進するに当たっては、「国の基本計画に沿って実施する」旨を追記すること、また、「連携・協力による地域づくり」に関連して、本市では、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整えるため、令和5年度から社会福祉法に基づきます重層的支援体制整備事業という事業にも取り組むことと

しておりますので、地域連携ネットワークもこれと連携していく旨を追記したいと考えているところでございます。

以上が、国の第二期計画の概略と現時点における本市利用促進指針への反映に関する市の考えでございます。

また、これとは別に、資料4-2を御覧いただきたいと存じますが、時点修正など、当然に修正しなければならない箇所もございます。修正のポイントを説明させていただきますので、参考資料で配布しております「おだわら成年後見制度利用促進指針」と対比しながら御覧いただければと思います。

まず、1ページをお開きください。21行目になりますけども、下の四角い枠の中の2つ目の○の部分になります。現在「成年後見制度利用促進基本計画」と記載されておりますが、こちらに「第二期基本計画」を追加するものでございます。

次に、7ページをお開きください。2行目からの文章で「成年後見制度を利用できないといったことが無いよう」とありますが、こちらの「無い」が漢字になっているものを表記を統一するためにひらがなに修正するものでございます。

次に、14ページをお開きください。12行目、「基本目標2」に「相談窓口の整備を行い」と記載されておりますが、こちらはセンターを開設したことに伴い、「相談窓口を運営し」に変更するものでございます。

同じ14ページの15行目ですが、こちらも同様に、「相談窓口を整備します」と記載されているところを、「相談窓口を運営します」に変更するものでございます。

このような、「相談窓口の設置」という表現を「相談窓口の運営」に変更するといった、センター開設に伴う変更がしばらく続きますので、個別の説明は割愛させていただきまして、資料は2ページ、指針は25ページをお開きください。

8行目と23行目でございます。それぞれ、「(仮称)成年後見制度利用促進審議会を設置」と記載されておりますが、こちらにつきましては成年後見制度利用促進審議会が実際に設置されておりますことから、「(仮称)」という表記を削除いたしまして、「設置」につきましても、表現を変更するものでございます。

次に、指針の26ページを御覧ください。

26行目、下の四角の中の太字の部分でございますが、こちらにつきましても、成年後見制度利用促進審議会の(仮称)を削除するものでございます。

次に、27 ページをお開きください。

27 ページからは資料編となっておりますが、まず、27 ページの1 行目、「小田原市成年後見制度利用促進検討委員会」を「小田原市成年後見制度利用促進審議会」に変更いたします。これに伴い、資料につきましても検討委員会規則を審議会規則に替えるものでございます。

資料、3 ページを御覧いただければと思います。

次に、28 ページの「(2) 小田原市成年後見制度利用促進検討委員会の開催経過」でございますが、こちらは全て削除したいと考えております。

最後に、29 ページの委員名簿でございますが、こちらにつきましても、審議会の名簿に差し替えを行いたいと考えております。字句等の修正に係る説明は以上でございます。

こちらにつきましても、国の第二期計画の反映に併せて修正したいと考えております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、本日いただく御意見等を整理した上で8 月末頃開催予定の次回の審議会におきまして皆様方にお示しさせていただきまして、来年3 月予定の審議会において指針の見直しを確定することを予定しているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。書類は行ったり来たりで、皆さんも大変だったかと思います。併せて、指針というのを初めて目にされる方も多くいらっしゃるんだと思います。とても内容を全て把握し切れるものではないかなあと思っております。

後ほど御案内をしようと思っておりましてけれども、今日はそんな状況ですので、なかなかこの場でつぶさに資料を見て御意見を出し切るということもできないかと思います。この点については、お手元に意見シートが置いてあるんだと思いますけれども、それを使って皆さんの方から期間を区切って御意見を賜りたいということですので、今日、この場で意見を出し切れなかったものについては、そういった形で、皆さん、御意見をお伝えいただければなあと思います。

私の方から、最初にちょっと確認ですけれども、おおむね二期計画については小田原市の現在の指針に反映し切れているものなので、大きな変更はなくていいのではないかとあったところで、資料4-2の御説明が最後にありましたけれども、実際に、指針については、「こういった形の部分の修正が加えられればいいかなあ。」という御意見と承ってよろしいでしょうか。御意見というか、御提案ということで。

福祉政策課長  
(石井)

はい。事務局といたしましては、そのように考えているところでございます。

会長（議長）

ありがとうございました。

それでは、先ほどと同じように、委員の皆様から、まずは御質問を承りたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

私も、仕事上、皆さんに「何か質問ありますか。」と聞くと、「何を質問していいか分かりません。」というお答えが返って来たりしますが、なかなか質問がしづらいところなのかもしれません。時間の兼ね合いもありますので、何かまた御質問があれば、個別にでも結構ですし、このシートを使ってでも結構かと思っておりますので、議事を進めていきたいと思っております。

境委員

質問じゃないんですが、意見でよろしいでしょうか。

会長（議長）

では、意見をこの後、承っていきたく思いますので、境委員よろしくお願いたします。

境委員

厚労省の二期計画ですが、依然として、まあ分かりにくいでしょう。よくお作りになるといつも思っておりますけども。一期計画と二期計画で何が違って、何を言いたいのかがよく分からないというのが。パブリックコメントで、私ども、ずらっと書いて厚労省に出したんですけども、全部無視されました。それで、ちょっとでも分かるように質問させてください。

本質的に、第二期計画の一番の目玉というか、言いたいことは、「成年後見だけに限らず、権利擁護というもう少し大きな枠で語りなさいよ。」と、「それをやる時には、地域連携ネットワークが非常に重要なんですよ。」と、言いたいことはそれだけなんです。それを一言で言ってくれればいいんですが。この地域連携ネットワークが非常に難しいっていうのは、先ほど社協の秋山さんも言われたとおり、一応、言葉では、書いたらこういうものだと言うんですが、ここを「中核機関が担い手となってやってください。」と言うのは、かなり難しい話だと私は思っています。

今、実際に、障がい者の方もそうですが、包括の方とかケアマネさんとかが主体になって、個別ケア会議がどんどん開かれていますよね。そこをどうやってうまく拡充していくかということが、非常に重要だと思うんです。実際に、それに関わっている人たち、一番関わっているのは、包括、ケアマネさんあるいは各人なんです。だから、そういう者と中核機関の関



わり合いというのをどうやって作っていくか、一緒になって考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会長（議長）

ありがとうございました。  
ほかにございますでしょうか。

古澤委員

今のネットワークづくりっていうのは、本当に基本中の基本で恐縮なんですけど、やはり社協さんと小田原市さんがまず、ネットワークをしっかり構築していく。もう構築しているのかもしれないですけど、そこが基本になりますので、お互いに連絡を取り合い、連絡を待つのではなくという形でやっていただければと思います。

あと、ちょっと話が戻ってしまって恐縮なんですけど、成年後見支援センターの運営状況の件です。先ほど境委員もおっしゃった裁判所への質問はちょっと敷居が高いかもしれないという。今日、裁判所の方はいらっしゃらないんですね。私の経験上で言うと、これは基本ですけど、Q&Aや書物で調べれば分かるとか、ほかの士業さんと接点があるので、そちらに質問して分かるものは別として、あくまで「相談」という形で裁判所のほうに相談すると、私の経験ですとけっこう聞いてくれます。親切に教えてくれるというのがあります。「相談」という形では、多分、快く相談に乗ってくれます。「じゃあ、ちょっと裁判長にも上げて、またお知らせします。」というお話は、けっこういただきます。質問となると、「それはちょっと調べてください。」という話になってくるところだと思うので、そこら辺をちょっと分けて裁判所とお話しすると、スムーズに行くのではないかとはいえます。

あと、実習の件なんですけど、今、「行政書士さんとの交流がけっこうあって、実習がけっこう実務的に良くできている。」と話していただきましたが、それはそれで大変結構だとは思いますが、先ほど各委員の皆様からお話があったんですけど、「やる気があっても、活躍する場所がない。」ということになってしまうと、本当にもったいないので。実務をやっても、僕はいいと思うんですね。ある程度の研修を受ければ。ちょっと乱暴な言い方ですけど、反対意見もあるかなと思うんですが。先ほどあったリレーコースっていうのは、大変いいと思いますし。社会福祉士会の中では、多分、簡単なケースはこれから市民後見さんに流れていくと思います。社会福祉士会は、尻をたたかれているような地区もありますので。多分、今後、そういうことになってくると思います。だから、ほかの士業さんで、境委員もおっしゃったように、自分が持っているケースが落ち着いたから市民

後見の方にやっていただくという志の高い御意見のある所とは、よく何かしら連携を図るなり、あとは、法人後見のケースが増えてくれば、法人後見のケースの中でも、もちろん落ち着いてくると思いますので、法人後見のケースをちょっと市民後見に代えていくというのも、そういう窓口をたくさん想定しながらやっていくというのも、必要なんじゃないかなあとは思っています。これはまだ時間が掛かるお話だと思うんですけど、そういうのも、ちょっとイメージしていったいいのではないかなとは思っていますね。

あとは、先ほど、申立ての手續の件で、どこからやったらいいのかというお話がありましたが、やはり、ちょっと士業さんとの絡みもあったりとか。前にも秋山さんにお話ししたかと思うんですけど、これは本当に士業さんにやっていただかなければいけない、これはちょっと支援しなければいけないと見極めながらやっていくっていうのは、必要だと思います。中には、本当に全部お任せで、「タダでやってくれ。」っていう方もいらっしゃると思いますので。でも、それは、「あなた、できるでしょ。」という、ちょっと厳しい面も必要な制度だと思います。そこら辺は、また具体的に検討しながらやっていかれた方が、僕はいかなあとは思っています。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。先ほどの議案に補足ということで、御意見を承ったと。

（押田委員 退席）

会長（議長）

押田委員、ありがとうございました。

では、指針、計画の辺りのところで、ほかに御意見を承りたいと思います。

では、私の方から2つほど。このことを言うと大変な作業になるんじゃないのかなあと思って、ちょっと言いづらいところもあるんですけども。そもそも、この二期計画っていうのは、成年後見制度の利用有りき、成年後見制度を促進しよう促進しようというばかりではなくて、あくまで市民の方の権利擁護を支援するためっていう大きな目標があって、成年後見制度っていうのはその材料の1つだというふうに、明確に言うためにサブタイトルが付けられましたということなんだと思うんですよね。なので、小田原市の令和3年に作ったときは、こういったお話が出ていなかったんで、成年後見制度の利用の促進をしないとということを前面に押し出して作られた指針ではないかと思っています。ですので、できれば成年後見制度の利用もそうなんだけれども、あくまでもっとその前段に、広く大きく市民の権利擁護の支援を図らないといけないという位置に立って、指針が整理し直せるといいのではないかなあと思っているところが1つです。

それと、ニュースレターのポイント3、ページで言うと、4ページ目、5ページ目ですが。4ページ目の上の所、こちらは読み上げていただきましたけれども、「一期の計画では、「広報」、「相談」、「成年後見制度利用促進」、そして4つ目で「後見人支援」っていったところの機能を持ちましょう。」といった話があつて。これは、いろいろと分かりづらいとか、誤解もあつたりといったところで、いろんな意見が出される中で二期計画が出てきたといったところで。5ページ目に構図が描かれているわけですがけれども、これも、読み込まないと何を言っているか分からないところかと思えますけれども。一期計画では、「広報」、「相談」、「成年後見制度利用促進」、「後見人支援」機能って、イメージとしては、一本、線ができていたところを少しバージョンアップする形で、このニュースレターの5ページ目では、少し横に展開したというか、線を平面にして展開しているような印象を受けました。

といったところで、例えば、小田原市の令和3年の指針の中で、地域連携ネットワークに関係している所、ページとしては、20ページとかがあるわけですがけれども。ここで、例えば、「成年後見制度に関係する支援者等が、連携のあり方や地域の課題を共有し」といった所があります。「連携」とか「課題の共有」とかということは、よくいわれるわけですがけれども、よくいわれるけどよく分からないといったところで。その点が、中核機関の機能の分かりづらさみたいなのところにもつながっているのではないかと思います。

よくよく分析をしてみると、「連携」といえば、受任者調整という場面のことを言われることもあるかと思えますし、調整に至る前の、成年後見制度の利用に至る前段の前さばき、どういった支援が必要なのかとかいったところでも、関係者さんの連携っていったものが必要なんじゃないかと思えます。あと、「地域の課題」といえば、どこの地域でも担い手が不足しているとか、そういった話が出てくれば、市民後見人の養成とかいったところにもつながってくると思います。法人後見事業の拡大とか、そういったところのお話。あとは、後見制度の前の、ほかの種類サービスの、使えるものがないか、地域にあるのか、ないのかといったところで。例えば、日常生活自立支援事業といったところのサービスが十分なのかとか、そういったところにもつながっていくかと思えますので。もし御検討いただけるのであれば、ニュースレターの5ページ目の図は一見すると分かりづらいところかと、おっしゃるとおり、思いますので、少し解説を加えるような形で指針に反映していただけるといいんじゃないのかなあと思ったところです。ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

境委員	<p>境委員お願いいたします。</p> <p>今、浅沼会長がおっしゃったとおりで、この地域連携ネットワークが非常に分かりにくいというのは、先ほど私も言ったところなんです。包括の方とか障がい者の方たちはもうやっていると思いますが、地域連携ネットワークは、「今、個人個人でやっているような個人ケア会議をもっと幅広い範囲でやりなさい。」と言っていることだと、私は認識しているんです。これはもう、包括さんあるいはケアマネさんによっては、本当に地域連携ネットワークとほとんど同じぐらいのメンバーをそろえてやっている所もあって、「この人たちまで呼んだんですか。」というようなところにも、包括さんもいらっしゃるんですけど。包括さんによっては、数人集まってやっている所もあったりして。</p> <p>だから、ここら辺のやり方を、包括さんがやるのかケアマネさんがやるのか分からないとは思いますが、そこら辺を何か、障がい者支援の方とか包括の方が、市のほうに出すのかな、社協に出すのかな。市がやるのか社協がやるのかっていう問題も出てくるんですけど、地域連携ネットワークをどうやって広げていくかって相談されたらいいのではないかというふうに、私は思いました。私は、これを見ると、「個別ケア会議でやっていることだ、これ。」というようなイメージがあったりして、そこら辺をもう少し充実させていくのかなというふうに考えています。これは私の意見なので、それでいいことか分かりませんが、ちょっとそういうところで、皆さんに相談に乗っていただきたいと思いますが。よろしくお願いします。</p>
会長（議長）	露木委員お願いいたします。
露木委員	<p>ありがとうございます。私もちょっと同じようなことを考えていて。個別というよりも、小田原市さんの方で、包括さんと小田原市さんと社協さんと士業で事例検討会、あれがまさしくそうなのかなと思っていて。地域連携ネットワークって、あっちこっちでいろんな分野があって。例えば精神のネットワークとか、障がいもたくさんありますし。既存のこの地域ネットワークが活用できたら、もうできているんじゃないかなあなんて、私の中ではイメージがあったんですけども。あちらは包括さんがやっているの。小田原市さん。</p>
瀬戸委員	包括がやっている。

露木委員	麗葉委員お願いします。
会長（議長）	若松委員お願いいたします。
若松委員	<p>今、話題に挙がりました、ネットワークというかいろんな人が集まる事例検討会というのは、地域包括支援センターに社会福祉士という職種の人が配属されていて、12か所に散っているものが、月に1回、定例で集まってきて、社会福祉士だけが集まる部会活動をしています。その一環で、権利擁護に携わる土業の皆さんとか、現に日常生活支援事業でお世話になっている社協さんとかと一緒に、「小田原の高齢者の権利擁護を考える会」と言ったらちょっとおこがましいですけども、そういう機会を私たちのエネルギーで年1回、何とか開こうというところで、今、開かせていただいています。そのことを多分、委員方はおっしゃってくださっているんだと思うので、頑張っ続けてはいけないなあということが1つと、境委員からお話がありました個別ケア会議というのは、具体的な誰かのために今後の生活を支える方法とか体制について話し合う場を個別ケア会議と書いていて。私、富水という包括にいますが、あまり開催するのは得意じゃないんですけど、それでも頑張らなければならないなあというふうな思いがしました。</p>
会長（議長）	ありがとうございました。露木委員よろしいですか。
露木委員	<p>ありがとうございます。私も仕事柄、包括の方と一緒に仕事をさせていただくことがあり、やはり、8050とかでの地域連携の中で、後見の話も出ますし。本当に、気軽に集まれる場って、大げさにしないで既存のが活用できたら、みんなが大変じゃないんだろうなあなんて思いまして。是非、今度、障がいの方も、包括さんの方でお仲間させていただければと思います。またあとで、ちょっと2つほど意見をお願いしたいので。今は、そんな感じです。</p>
会長（議長）	あとで大丈夫ですか。
露木委員	<p>別のことも大丈夫ですか。 ちょっと先に言いたかったのですが、時間がなかったの。</p>

会長（議長）	そうですか。
瀬戸委員	ちょっと、私も、じゃあ。
会長（議長）	活発に御意見をありがとうございます。
瀬戸委員	<p>地域にそういう方たちが上がってくる場合は、本当に包括や行政などいろんな方に、今、個別の相談とかがあるんですけども。そうじゃなくて、個人的に隠れている人、民生委員などいろんな所に上がってこない人たちに、今おっしゃった、私は全然分からないのですが、この難しい言葉で、個人的に相談ができると、もうちょっと。「あそこのうち、ああだよな。」と私が思ってもなかなか心を開いてもらえない場合は、「みんなで考えましょう。」ということができないわけで。もうちょっと分かりやすい、市民に分かりやすい広報だと、個別の、銀行とかいろんな所から事例が上がってくるよりも、本当に大切に広がっていくことではないかなあって私は思います。「上がってきて、仲良くしましょう。」という人たちは、まだまだ包括が一生懸命やってくれていますし、まるごと相談で社協がやってくれて、みんな仲良くやっていますけども、そういう人たちに分かりやすい広報がこれから小田原市にあるといいかなあとと思います。</p>
会長（議長）	<p>広報に関する御意見をありがとうございました。</p> <p>恐れ入ります。ちょっと時間の兼ね合いもありますので、御意見がある方は、簡潔にお願いできればと思います。</p>
境委員	<p>今の露木委員の話で。若松さんもそうなんですけど。この二期計画の一番分りにくいところは、地域共生社会の地域連携ネットワークと各個人の権利擁護をごっちゃにしているんですよ。だから、先ほど言った包括さんがやっているのは、あれは勉強会です。一応、地域連携ネットワークなんですけども。もう1つは、各個人の権利を擁護しなくちゃいけないっていう地域連携ネットワークがあるわけです。それが、私が言っている個別ケア会議なんです。</p> <p>それで、なんでそこら辺が重要になってきたかっていうと、意思決定支援ガイドラインっていうのが、厚労省から出てきていますね。あれなんですよ。あれで決定するときも、また変なことを言って、びっくりさせちゃって申し訳ないんですけど、一言で言うと、あれは後見人が一人で勝手に決めるなということなんです。後見人というのは、すごい権限を持って</p>

いますので、何でもできるんですよ。できたんです。非常に問題だということになって、自分一人で決めずに、周りの人たちみんなと合意して、ちゃんと各個人がやりたいと思っている意思を実現してあげなさいよということ。

ときには、私も経験したんですが、本人の意思と反することを決めなくちゃいけないということがあるんですよ、確かに。私の場合は、本人は「うちにいたい。」と言ったんですけど、とてもではないけど、もう、うちにはいられない、施設に移るしかない。本人は「嫌だ。」と言っているわけです。でも、移さないともう命に関わるということで、私はそれをやると決めたんですが、その時に裁判所から、「意思決定支援ガイドで、地域連携ネットワークの全員を集めて、全員の合意をもらったっていう書面を持ってきてください。」と言われたんですね。一人一人の地域連携ネットワークを作らなくちゃいけないというのが意思決定支援ガイドの本筋だと、私は思っています。

会長（議長） 事務局から、渡辺さんお願いします。

福祉政策課副課長（渡辺） ちょっと補足させていただきたいと思うんですけども。本日、参考配布させていただいております国の第二期計画の方を御覧いただきたいと思うんですけども、こちらの23ページに、「地域連携ネットワークのしくみ」というところが簡単に説明されています。この地域連携ネットワークというのは、ア、権利擁護支援チーム、それから、協議会及び中核機関、この3つの仕組みからなるということが記載されておまして、これ以降、この役割といったものが2つあると説明されています。実際、地域連携ネットワークを運用していくに当たっては、おだわら成年後見支援センター、こちらの中核機関が中心となって、どういうふうに進めていくかということを御協議いただきながら進めていくという形になってまいります。

今、議題になっているのは、この指針の見直しについてですが、指針の見直しにつきましては、先ほど課長からも御説明しましたけれども、この国の第二期計画に載っているいろんなことをこの小田原市の指針の方に盛り込んでもなかなか分かりにくいところがあるかと思います。ですから、この地域連携ネットワークの仕組み自体は、この国の第二期計画に基づいて小田原市も進めていくのですが、それを全くこちらの小田原市の指針の方に言葉として反映するところまでは、市としては必要がないのかなというふうに、考えているところでございます。補足は以上でございます。

会長（議長）	<p>ありがとうございました。この計画に書かれている内容を指針に取り込むと、一層分かりづらくなるんじゃないかなということですかね。それでは、今、いろいろ意見を出させていただきましたが、ちょっと取りまとめることはとても難しいかと思imasので、各意見を参考にさせていただきながら指針の策定に動いていただくと有り難いなあと思imas。</p> <p>次に進む前に、露木委員の方から。</p>
露木委員	<p>指針のことではないんですが、大丈夫でしょうか。最初のことで、思っていたことを報告させてください。やはり、市民後見人さんが継続的にやっていたくっていうところでは、今もお話がありましたが、意思決定支援がすごく重要で。この仕事をやっても、本当に現場で働いていても、意思決定支援は難しいなあといつも思っているの。やはり、後見人さんが障がい者の特性を知るといこともまずはないと、なかなか意思決定までつながらないのではないかなというところ。そういうような継続的な研修も、また次年度に向けてというところ、あと、親族後見人のサポートというところでは、ケアマネさんとか相談支援事業所は、親族後見人さんをたくさん持っていて、親族後見人さんの困り感とかもよく耳にします。是非その辺についてアンケートなどを取って、「どんなような困り感がありますか。」みたいところで私たちも協力ができるのかなと思imas。この2つです。ありがとうございます。</p> <p>申し訳ありません。簡潔にありがとうございました。</p>
会長（議長）	<p>迫田委員どうぞ。</p>
迫田委員	<p>親族後見人をやった者として、ちょっとお伝えしたいことがありました。父の意思決定を私が代わりにするということだけだったのですが、それにしてもやはり、すごく悩むことがあって。とてもよそ様には言えないようなことを意思決定していかなければいけないときに、ほかの親族後見人さんがどうしているのかというのをすごく知りたかったのですが、どこに相談していいかは分からなかったということがあります。私には後見監督人の方が付いていたんですけども、やはり、第三者的な意見でしか判断してくれなかったの、同じような立場で相談できる所があったらいいなというのをすごく感じていました。ただ、やはり自分の個人情報とかを人に知られたくない、自分が親族の後見人をやっているってことをちょっと知られたくないっていうのも一方ではありますので、今でしたらラインとかそういうもので、匿名で相談できる、でも、同じ立場の人だけがそこ</p>



のアカウントに入れるっていうような仕組みがあったらよかったなというのを感じました。

あと、もう1点。やはり、後見監督人に相談しても、「そこは判断できない。」という事案がいくつかあって。本当にどうしていいか分からなかったので、初めの頃は、金銭的なことだと、全部折半。母が生きていたので、母と自分で全部折半というふうにやっていたんですけども、私と母の世帯、1つだったので、なんか本当にその折半というのはどうなんだろうというのをいつも悩みながら意思決定していたんです。ちょっと大きな費用が発生する時とかがあった時に、「本当にこれ、どうしたらいいんだろう。」と思った時に、後見監督人の方からはちょっと適切な助言を頂けなかったんですけども、最後の方でやはり、「家庭裁判所に思い切って相談してみよう。」ということがあったので、それで、望むようなというか、家族として満足の行く意思決定をすることができたことがあって。多分、士業をやっている方とかこの後見制度に携わっている方だと、家庭裁判所はそんなに違和感なくアクセスやコンタクトができる所だったりするかもしれないんですけども、一般の市民が家庭裁判所とか士業の方にアクセスするというのは、すごくハードルが高いことなので、そのところを後押ししてくれることが、すごく寄り添うということなのではないかというふうに思いました。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。  
山崎委員お願いいたします。

山崎委員

今のお話を伺っていて、一般の方が行かれる家裁はちょっとハードルが高いんだっていうのが、すごくよく分かったんですけども。私たちは弁護士ですが、私たち士業が意思決定をするときに、やはり悩むものは悩むんですよ。ただ、私たちは、家裁が割かし近いので、すぐ聞いてしまうのですが、聞くときに、やはり後見人としては、「これこれこういう事情で、こう判断しています。」と。それで、「こういう判断で間違いありませんよね。」というような確認の仕方をするというようなところがあるんです。要するに、「どうしたらいいですか。」というふうに聞いても、家裁は「それは後見人が判断してください。」という話になってしまう。後見人が、悩んだ結果、本人からの話で「これぐらい増額してもいいのではないかな。」と、「こういう選択肢がいろいろあるなら、これがいいのではないかな。」と思い、「こうやろうと思っているが、よろしいでしょうか。」とお伺い立てると、書記官を通じて裁判官が「大丈夫ですよ。」とか「こうしてください。」と

いう話になると。

それで、なんでこれをやっているかということですが、結局、究極は、家裁が文句を言わなかったら大丈夫なんです。例えば、後見監督人もそうだし、中核機関が後見支援相談とかをやるときに、中核機関がOKって言っても、究極、家裁が駄目って言うと駄目なんですよ。要するに、後見の監督機能。本当、だって、後見の監督をするのは、家裁なんですから。これ言うちょっと怒られてしまうかもしれないけど、家裁が、その監督をするのが今言ったように手一杯で大変だということで、外に流しているという意味合いも、実はあるんですよ。中核機関に。ただ、法律上は、要するに後見人を監督するのは家裁で、これは法律が変わらない限り動かない。だから、究極を言えば、家裁がいいと言うか駄目と言うかなんですね。何が言いたいかって言うと、御苦労されたところがあるんですけども、家裁に伺いを立ててやっていけば、基本的には問題ないと思います。

会長（議長）

ありがとうございました。改めて、親族後見人さんは悩みを抱えながら地域でお仕事をされているんだ、潜在的にそういった方々が今も多くいらっしゃるんじゃないのかなあと思うところです。是非、何か有益な相談機関、相談方法を確立できていければなあと思ったところです。山崎委員もありがとうございました。

それでは、次の議題をお願いいたします。事務局、御説明をお願いいたします。

福祉政策課長  
（石井）

それでは、御説明させていただきます。

まず最初に、今回の本件を議題に挙げさせていただいた理由について御説明をさせていただきます。

先程来御検討いただいております「おだわら成年後見制度利用促進指針」におきまして、「市長申立てと利用助成」の部分の成年後見制度の利用助成につきましては、「生活に困窮している方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、申立てに係る費用や後見人等の報酬に係る費用について助成する制度のあり方を検討します。」と定めているところでございます。

また、国の第二期計画におきましても、成年後見制度の費用助成事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用や報酬、後見監督人が選任される場合の報酬も含めることを検討する必要があるとしておりまして、国でも検討が進められているところでございます。

そこで、本市におきましても、成年後見制度の利用を促進していくため

に、申立費用や報酬への助成について本審議会の委員の皆様からも御意見をいただきたいと考え、本日、議題とさせていただいたところでございます。

お手元の資料5を御覧いただきたいと思います。まず、1として、本市の市長申立て件数及び費用助成件数の推移を示したものでございます。本市では、収入や資産が生活保護相当で市長申立ての方に限り、申立費用及び後見人等報酬の助成をしております。こちらの表のとおり、市長申立ての件数については、平成29年度から減少傾向にございます。

現在の運用では、成年後見制度の利用を必要としている方が生活保護を利用していらっしゃるけれども、市長申立てでなければ申立費用や後見人への報酬助成を受けることができないといった課題がございますことから、成年後見制度の利用を促進していく上では、対象範囲を市長申立て以外にも拡大していくことが必要と考えているところでございます。

次に、同じく1ページの下の段を御覧ください。こちらは、助成対象についてまとめたものでございます。市長申立てをしたケースについては、16市全市が助成対象としています。

また、市長申立て以外の方については、小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市以外の市が助成対象としている状況でございます。この中には、※印が付いているとおり、鎌倉市のように親族後見人以外を対象としていたり、大和市や綾瀬市のように高齢者のみを助成対象としているなど、報酬助成の対象となる後見人の範囲を限定している場合もございます。

2ページ目をお開きください。

こちらは、助成対象の支給要件と助成額の上限についてまとめたものでございます。

まず、表の左側の支給要件を御覧ください。各市に多く共通する要件といたしましては、生活保護を利用していることが挙げられます。また、生活保護利用者以外では、市県民税等の非課税世帯であることに加え、預貯金や不動産等の資産が一定以下であることなどを支給要件としている市も6市ございます。

次に、助成額の上限につきましては、審判申立費用については多くの市が申立てに係る実費を助成することとしておりまして、後見人への報酬助成については、鎌倉市と座間市以外の14市が、施設等入居の場合は1万8,000円、在宅の場合は月額2万8,000円を上限としております。

このように、助成制度につきましては、国が一律の基準を設けておらず市区町村の裁量に任せられているのが現状でございまして、市区町村ごとに対象者や助成額が異なる状況にございます。

	<p>本市といたしましては、先ほども申し上げましたが、成年後見制度の利用を促進していくため、申立費用等助成事業の対象について市長申立て以外の方にも拡大を図ることを検討しておりますので、委員の皆様におかれましても、この点を中心に御意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明については、以上でございます。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど御説明しましたけれども、先ほどの議案と、この助成に関する議案につきましては、この場で意見が出し尽くせないかと思っておりますので、また別の形で、ペーパー、メールという形で御意見をいただきたいと思っております。そういった中で、この報酬の助成に関しまして、この場でまず御質問がありましたら承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。勝又委員お願いいたします。</p>
勝又委員	<p>成年後見制度について勉強し、申立ての申請書も書き始めましたけれども、結局、やっても第三者が選任されてしまうかもしれないし、「今後、家裁への報告も大変になりますよ。」ということで、断念しました。なので、実際に、成年後見制度については、その程度の知識しかないんですけども、端から見てみると、そういう資産家の方のための管理だと思っていました。成年後見というのは。</p> <p>ただ、こういう借金を抱えている人とか生活保護が必要な人に対しても成年後見制度は必要なんだというのを、実は、ここに来て知りました。実際にもし私が成年後見人になったら、資産家の方の管理についてはしっかりできるかな、という自信はありますけれども、こういう生活保護とか借金を抱えた人の管理が、果たして自分でできるか、精神的にもちょっと苦しいなあと、こういう経済援助があっても苦しいなあっていうのは感じました。以上です。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>山崎委員どうぞ。</p>
山崎委員	<p>山崎です。助成金についてなんですけれども。後見人等への報酬の助成の話なんですけれども、そもそも、市町村長申立てに限っていた理由ってというのは、何かあるんですか。</p>
会長（議長）	<p>御質問ということで、事務局いかがでしょうか。</p>

福祉政策課 副課長（渡辺）	<p>申し訳ございません。今この場でどうしてだったかというのは、はっきりしたお答えはできませんが、恐らく、市長申立て以外の方々も全部助成対象にするとそれなりの市の予算、費用になってくるとかがあって、市長申立てに限定していったというようなところかと。これは、私の想像でございますけれども、そういった財政的な理由のところは1点あるのかと思います。以上でございます。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。 境委員お願いいたします。</p>
境委員	<p>市長申立て以外に関しても市で助成していただくというのは、我々にとっては非常にうれしいことなので、是非実施していただきたいんですが、これを決めるとなると、条例を作らなくてはいけないと思うんですけど、いつぐらいに成立すると思っていたらよろしいでしょうか。</p>
会長（議長）	<p>事務局お願いいたします。</p>
福祉政策課 副課長（渡辺）	<p>こちらの申立費用、それから、報酬の助成につきましては、条例ではなくて小田原市の要綱の方でやっておりますので、特に条例を設置する必要はなく、運用の中で。要綱を変える必要は出てまいりますけれども、条例化は必要としません。以上でございます。</p>
境委員	<p>いつぐらいですか。要綱を変える期間は。</p>
福祉政策課 副課長（渡辺）	<p>実際、対象の範囲を広げるとなりますと、それなりの予算の措置も必要となってまいりますので、この審議会での委員の皆さん、審議会としての御意見などもいただきながら、一番早く令和6年度かなというふうに考えてございます。以上でございます。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。 それでは、質疑の方は以上としまして、皆様の方から本件について御意見がありましたら、承りたいと思います。山崎委員お願いいたします。</p>
山崎委員	<p>山崎です。今、勝又委員の方から、資力がない人も後見人を立てているんだっていうのを初めて知られたということなんですけれども。実際に、</p>

私たち士業は、やはりそういう、いわゆる資力がない人でも後見人になっているケースが多くて。特に困るのが、生活保護で、かつ、市町村長申立てではないケース。この一覧にありますけど、私、秦野市の人をやっているんですけども、一応、毎年、裁判所に報酬の上申はするので、決定は出るんです。ただ、本人の口座にお金がないから、結局、手弁当です。しかも、弁護士に振られる後見事件というのは、やはり基本的には困難事件が多くて。その方は、もう、親族間で遺産分割協議をしなくてはいけなかったりとか、裁判になっていたりとかって、業務としては、すごい量のことをやっているんです。それでもやはり、秦野市は市町村長申立てじゃないから助成金も出せないということで、私は、ここ4、5年、無報酬でやっています。私だけじゃないと思うんですよ、それ。

そういう後見人の利用が増えていったとして、市民後見人が増えたとしても、恐らく、士業が担わなくてはいけないケースがそれなりに出てくると思います。今はまだ、それを抱えられる範囲でやっている方はいらっしゃると思いますけど、もう本当にボランティアでやっていて、多分、士業としては、「やりません。」という人が増えてしまうと思うんですよ。そういう意味でも、やはり、きちんとこの辺は、制度として整えていただけると助かるという思いなので、よろしく願いいたします。

会長（議長）

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。迫田委員お願いします。

迫田委員

報酬助成額の上限が決まっているんですけども、この支給要件に該当するような方が後見をしてもらうとなったときに、報酬額は、大体この月額で足りるものなんですか。もし自分で持ち出しがあるんだったら、後見人を付けるのが嫌だったりしないのかなというのを、ちょっと思ったんですけど。

高齢介護課  
地域包括支援  
係長（大見謝）

高齢介護課の大見謝と申します。主に報酬助成しているのは高齢者の方が多いので、そちらの観点から経験上お話ししますと、ケースバイケースにはなるんですが、多くの方は、この基準で収まっています。ただ、中には、やはり後見人の方の業務量に応じて、もうちょっと高い報酬が裁判所から審判されていて、差が出てしまっているっていうことは中にはございますけれども、おおむね収まっているというような認識ではあります。以上です。

会長（議長）	山崎委員お願いいたします。
山崎委員	<p>今の点についてなんですけれども、恐らく、報酬の申請とかをされていらっしゃるから、たぶん分からないのだと思いますけれども。今、家裁の方に年1回、後見人の定期報告や「報酬を下さい。」と上申書を出すんですけど、そこに支援事業の対象者であるかというチェック欄があるんです。そこでチェックをすると、基本的には、対象になれば、対象の金額をベースに家裁が決定しているという運用だと思います。</p> <p>ただ、そこから足が出ちゃうというか、どういうケースかという、単年度で、例えば、遺産分割でまとまったお金が入ってくるとか、不動産の売却。生活保護は、不動産の売却はあまりないかもしれないです。要するに、単年度で何か臨時的にお金が入った、その後見人の仕事の結果、収入が増えたという場合に、毎年月額いくらというところじゃなくて、付加報酬ということで、裁判所のほうからプラスアルファで決定が出てくるということはあります。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。それでは、時間の兼ね合いもありますので。勝又委員も御指摘されていたように、経済的な御本人の状況に関わらず、成年後見制度の利用の必要性というのはあるんだと思います。そういったときに、報酬が出ない方に後見人として関わるといったところには、士業を初め、なかなか手が挙がりづらいというような事実はあるんだと思います。その点を考えると、今、こういった議案が出てきていることを踏まえると、できるだけ助成の対象を広げるような方向で御研究いただけるのがありがたいのではないかというのが、この審議会の御意見だと思いますので、その点を踏まえて御検討いただければと思います。それでは、恐れ入ります。以上をもちまして、報酬に関する議題は、終わりにしたいと思います。</p> <p>これまでの審議におきまして、指針の見直しと申立費用の助成については様々な御意見がありましたけれども、繰り返しになりますが、審議会の場だけでは皆様の御意見を伺い切れていないかと思っておりますので、この2つの議事事項につきましては、書面又はメールで御意見を承りますので、是非、御協力をお願いいたします。一応、締切りは、4月28日ということで、用紙にも書いてありますが、締め切りを設定させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>議事事項（3）その他とありすけれども、時間の兼ね合いがありますので、省略させていただきます。申し訳ございません。</p>

福祉政策課 副課長（渡辺）	<p>次に、次第の3、次回の委員会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>2点ほど御連絡をさせていただきます。</p> <p>令和5年度の第1回の審議会でございますけれども、今年度と同じく、8月の下旬頃の開催を予定しております。また、具体の開催日につきましては、会場の手配等が付きましたら、御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>2点目といたしまして、本日の会議に御出席いただいた分の委員報酬につきましては、来月4月18日に御指定の口座の方へお振り込みする予定でございますので、御承知おきいただきたく思っています。</p> <p>連絡は、以上でございます。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。今の御説明につきましては、御質問は特にないでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の日程、議事は、全て終了となります。皆様の御協力によりまして、活発な御意見を頂けたと思っております。ありがとうございました。それでは、ただいまをもちまして、第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会を閉会といたします。</p> <p>皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>